

# 投票日は7月10日

# 山田町長選挙

# あなたの貴重な一票を

山田町長選挙が7月5日告示、7月10日を投票日として行われます。復興「再生期」・「発展期」を迎える、向こう4年間の町が進むべき方向を決めるための大切な選挙であり、皆さんの意思を反映させるときです。候補者の意見に耳を傾け、確かな一票を投じてください。投票日に仕事など用事がある人は期日前投票や不在者投票を利用し、棄権することのないようにしましょう。



自らの意思を示すために一票を投じる有権者（昨年の県議会議員・町議会議員選挙）【大沢第1投票所】

## 投票は記号式

今回の投票方法は記号式です。投票用紙（白色）には、投票しようとする候補者の氏名の上欄に「○」を記入してください。

## 当日の投票は午後6時まで

10日の投票時間は午前7時から午後6時までで、投票所は左側の表の町内20カ所となっております。

投票に出掛ける際は、後日配布される入場券に記載されている投票所をご確認ください。

## 係員が投票を補助します

自筆で投票するのが難しい方には、投票所の係員が本人の代わりとなり、本人が指示したとおり投票用紙に記入する代理投票制度があります。同制度の利用を希望する方は、投票所で

係員にお申し出ください。投票内容についての秘密は堅く守られ、一切口外されません。

この制度は、期日前・不在者投票所でも利用できます。

## 町内で投票できる人

投票できる人は次に該当する人です。

▽平成8年7月11日以前に生まれた人で、平成28年4月4日までに本町に転入届けをし、引き続き住民基本台帳に登録されている人（投票日まで町外に転出する人は投票できません）

※第24回参議院議員通常選挙が同日に行われる場合は、平成10年7月11日以前に生まれた人も投票できます。

なお、町内で転居する予定の方は次の投票所で投票することとなります。ご注意ください。

- ① 6月10日までに届け出をした人：新住所地で投票
- ② 6月11日以降に届け出をした

人：旧住所地で投票

## 期日前 不在者 投票のご利用を

7月6日から、期日前・不在者投票が行われます。同制度を利用し、棄権することのないようにしましょう。

## ◆場所と時間

・役場2階特別会議室

▽期間 7月6日～9日

▽時間 午前8時半～午後8時

（土曜日と同じです）

・船越防災センター、豊間根生活改善センター

▽期間 7月6日～9日

▽時間 午前8時半～午後6時

（土曜日と同じです）

◆持参する物 入場券

◆即日開票です

## 即日開票です

開票作業は、投票日当日の午後8時から、山田南小学校体育館で行われます。

## ◆問い合わせ

町選挙管理委員会事務局（☎82-31111 内線418）へどうぞ。



## 郵便物の転居届転送期間は1年間

# 更新される方は再度届けを

町から郵送される入場券を確実に受け取るために、日本郵便株式会社で行っている旧住所宛での郵便物を新住所に転送するサービスを利用してください。

このサービスは、期限が過ぎると転送ができなくなり、住所が旧住所のままなど、更新が必要な方は忘れずに最寄の郵便局窓口へ転居届を提出してく

ださい。

▽提出に必要なもの

- ・個人の場合 提出者本人の運転免許証、健康保険証など
- ・会社、団体などの場合 転居届けを提出する方と会社、団体などとの関係が分かるもの（転居届の「届出人氏名印」欄には、代表者の氏名の記入および押印をお願いします）

### ◎転居の事実確認

・旧住所の確認 旧住所が確認できる運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードや住民票などの官公庁が発行した住所の記載があるもの。

郵便物を確実に届けるため同社社員による現地訪問や旧住所宛てに確認書の送付を行う場合がありますのでご協力をお願いします。

※転居届け受付時に提出者本人及び旧住所の記載内容の確認が出来た場合は確認書の送付は行いません。

### ◎郵便などでも申し込み可能

郵便局窓口に行くことができない場合は、同社各支店、各郵便局窓口にて備え付けてある転居届に必要な事項を記入の上、切手を貼らずにポストに投函するか同社ホームページ (<http://wvel.cometown.post.japanpost.jp>) で申し込みください。

※手続き完了まで2、3週間かかりますのでお早めに申し込みください。

### ◆問い合わせ

日本郵便株式会社  
 社宮古郵便局（宮古市栄町）  
 ☎ 62119151 へどうぞ。

## 郵便による投票ができます

身体障害者手帳などの交付を受けている人で、記載されている内容が次に該当する方は、郵便による投票ができます。郵便投票をする人は、町選管から交付された郵便投票証明書を提示の上、7月6日までに投票用紙を請求してください。

### ◆郵便投票ができる人

- ▷ 身体障害者手帳…両下肢などの障がい1、2級、内臓機能障がい1、3級、免疫障がい1～3級の人
  - ▷ 戦病傷者手帳…両下肢などの障がい特別項症～第2項症、内臓機能障がい特別項症～第3項症の人
  - ▷ 介護保険の被保険者証…要介護状態区分が「要介護5」の人
- ※郵便投票証明書をお持ちでない方は、町選挙管理委員会へ交付の申請をしてください。また、証明書には有効期限がありますので、期限が切れている方は忘れずに更新の手続きをしてください。

### —自筆できない方には代理記載制度があります—

郵便投票の対象となっている方で、障害者手帳などに記載されている内容が次に該当し、自ら記載するのが困難だという方は、事前に登録した代理人に投票に関する記載をさせることができます。

- ▷ 身体障害者手帳…上肢または視覚の障がい1級
- ▷ 戦病傷者手帳…上肢または視覚の障がい特別項症から第2項症まで

◆申込先・問い合わせ 町選挙管理委員会事務局（☎ 82-3111内線418）へどうぞ。

### ◆投票所一覧

投票区	投票所
山田第1	保健センター 町中央公民館 山田北小学校体育館 旧さくら幼稚園 関口農業担い手センター
船越第1	船越防災センター 山の内生活改善センター 田の浜地区コミュニティセンター 大浦漁村センター
織笠第1	山田中学校武道場 織笠コミュニティセンター（仮設） 猿神農業担い手センター 田子の木生活改善センター 織笠コミュニティ外山ブロックセンター
大沢第1	ふるさとセンター
豊間根第1	豊間根生活改善センター 農村婦人の家 田名部林業担い手センター 上豊間根自治交流会館 荒川農業構造改善センター